

市内医療機関 各位

横浜市保健所長

鳥インフルエンザ A (H7N9) 疑い患者発生時の情報提供について (依頼)

日ごろより本市感染症対策に御理解・御協力いただきありがとうございます。

鳥インフルエンザ A (H7N9) につきましては、8 月の中国広東省での女性患者の感染の公表以降新たな患者発生は確認されておらず、また、これまでの所、国内で患者は発生していませんが、今後の発生に備え、厚生労働省健康局結核感染症課長から国内検査体制に関する再周知の事務連絡がありました。

鳥インフルエンザ A (H7N9) 疑い患者発生時の情報提供につきましては、すでに平成 25 年 5 月 8 日付健健安第 245 号により依頼している所ですが、引き続き従前どおりお願いいたしたく、改めて依頼します。

1 情報提供いただく患者の要件

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ A (H7N9) が疑われる場合

注 1) 肺病変の疑いがない場合も、上記に合致する場合は情報提供をお願いします。

注 2) 渡航歴は、発症前 10 日以内に中国 (香港、マカオを含む。) に滞在していた方

注 3) 接触歴は、現地での鳥等との接触や確定又は疑似症患者との接触があった方

2 情報提供の方法

別添「鳥インフルエンザ A (H7N9) に関する情報提供シート」により情報提供をお願いします。

3 情報提供先

横浜市保健所 (横浜市健康福祉局健康安全課)

電話 : 671-2445 (平日 8:30~17:15)

: 664-7293 (上記時間外 : 緊急通報ダイヤル)

ファックス : 664-7296

【添付資料】

鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について (再周知及び依頼)

(平成 25 年 9 月 25 日厚生労働省結核感染症課長事務連絡)

担当 横浜市保健所

横浜市健康福祉局健康安全課  
新型インフルエンザ担当

芳賀、羽布津、松本

電話 671-2445

[kf-influ@city.yokohama.jp](mailto:kf-influ@city.yokohama.jp)

## 鳥インフルエンザA（H7N9）に関する情報提供シート

医療機関名： \_\_\_\_\_ 医師名： \_\_\_\_\_

連絡先電話番号： \_\_\_\_\_

診察日時： 平成 年 月 日（ ） 時 分

## 1 患者診察時の情報について

(1) 症状： 発症日（ 月 日）

- ・発熱（ ℃）
- ・急性呼吸器症状（呼吸困難 咳嗽 咽頭痛 鼻汁もしくは鼻閉）
- ・肺病変（疑い）（肺炎 ARDS その他（ ））

(2) インフルエンザ簡易キット結果（A B （H1N1）2009 陰性）

(3) 中国（香港、マカオ含む）への渡航または居住歴

- ・帰国日（ 年 月 日）
- ・滞在期間及び滞在先

滞 在 期 間	滞 在 先
月 日 ～ 月 日	省 市
月 日 ～ 月 日	省 市

(4) 上記渡航先での鳥等との接触状況

なし あり（状況： \_\_\_\_\_）

(5) 確定又は疑似症患者との接触の有無

なし あり（状況： \_\_\_\_\_）(6) 同居家族等のインフルエンザ様症状の有無 なし あり

&lt;症状の経過、その他連絡すべき事項&gt;

..... 検査等で必要となる場合がありますので、患者様の同意を得た上で、以下の情報提供をお願いします。 .....

## 2 患者情報について

(1) 氏 名： \_\_\_\_\_

(2) 性 別：  男  女 \_\_\_\_\_

(3) 生年月日：（M・T・S・H） 年 月 日（年齢 歳）

(4) 住 所： \_\_\_\_\_

(5) 電話番号： \_\_\_\_\_

事務連絡  
平成25年9月25日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について  
(再周知及び依頼)

海外において発生している鳥インフルエンザ A (H7N9) に対する国内検査体制については、「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について (情報提供)」の一部改正について (平成 25 年 5 月 2 日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡) によりお願いしているところです。

これまでのところ、国内において鳥インフルエンザ A (H7N9) は発生しておりませんが、今後の発生に備え、適切に対策が実施されるよう、その留意点について改めて周知することとしましたので、下記の内容を御承知の上、管内保健所及び地方衛生研究所をはじめとする関係者に周知するとともに、その実施に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

記

1. 保健所は、医療機関から相談があった場合、発生地域への渡航歴、鳥や患者との接触歴、臨床経過など必要な情報を収集し、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症である蓋然性について検討し、検査の必要性を判断すること。
2. 都道府県等は、地方衛生研究所で鳥インフルエンザ A (H7N9) の検査を実施する場合、上記 1 により保健所が検査の実施を決定した場合は直ちに当課へ報告すること。
3. 検査結果が陽性となった場合は、別添 1 の別紙 1 「標準的対応フロー」に従って直ちに当課に報告すること。その際には地方衛生研究所より国立感染症研究所に検体を送付することとなるが、検体輸送の方法等については、症例ごとに当課に相談すること。また、保健所は積極的疫学調査を実施することとなるが、国立感染症研究所に対して実地疫学調査の派遣を依頼することが可能であること。なお、都道府県等においては、地方衛生研究所における検査結果の判定に当たって、検査方法・手技等が適切であったかどうか改めて確認するなど、慎重を期すること。

(参考)

別添 1 「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の国内検査体制について (情報提供)」の一部改正について (平成 25 年 5 月 2 日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)

別添 2 「鳥インフルエンザ A (H7N9) 疑い患者が発生した場合の対応に関する都道府県等・地方衛生研究所向け Q&A」 (平成 25 年 5 月 22 日付厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所)

事 務 連 絡  
平成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県 }  
      { 政 令 市 } 衛生主管部（局）長 殿  
      { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9）の国内検査体制  
について（情報提供）」の一部改正について

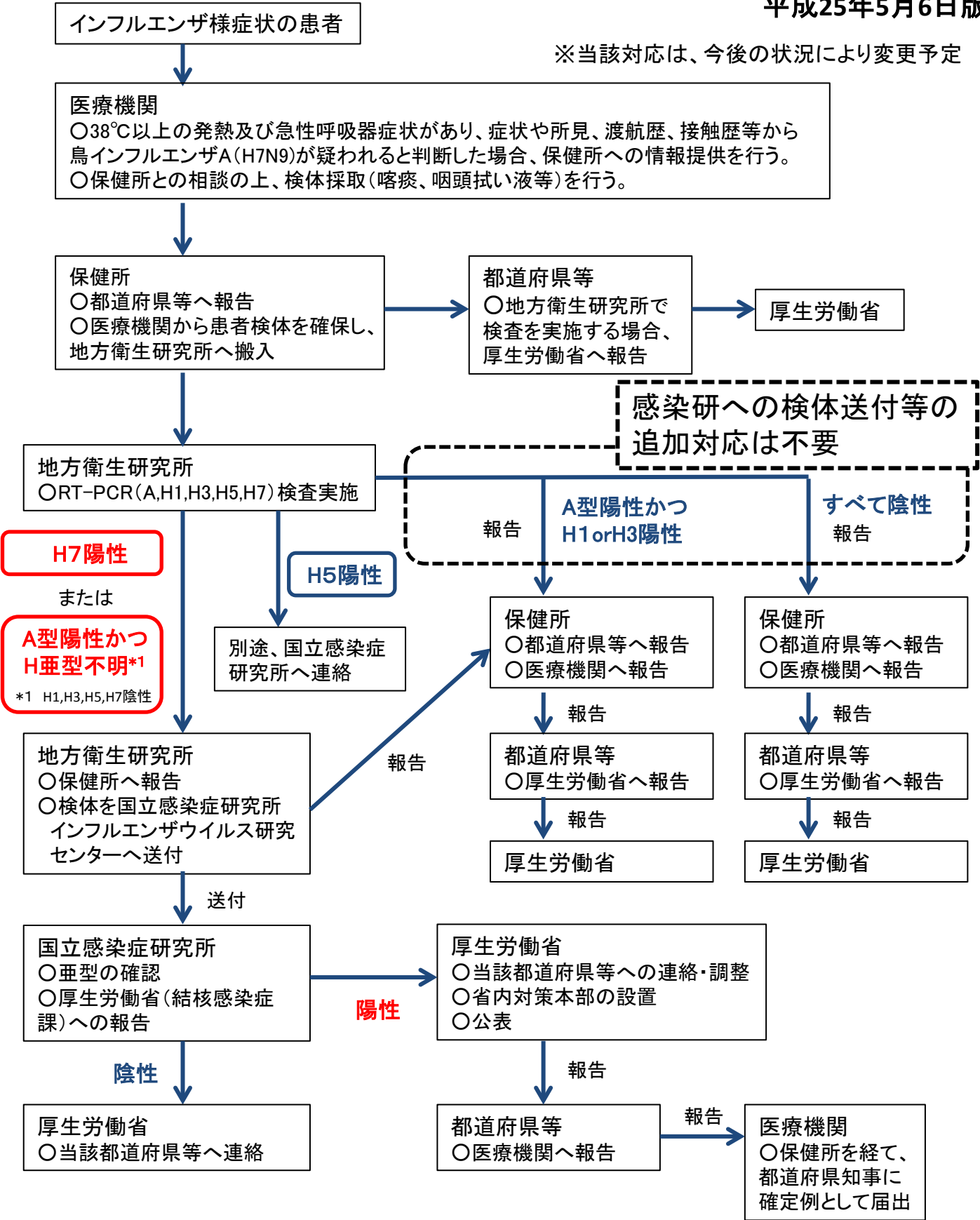
鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）等が平成 25 年 5 月 6 日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9）の国内検査体制について（情報提供）」（平成 25 年 4 月 15 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の別添 1 「鳥インフルエンザ A（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー」を別紙 1 に、別添 2 「情報提供の際に使用する参考様式」を別紙 2 のとおり改正することとしたので、同年 5 月 6 日以降は、別紙に基づき情報提供していただきますようお願いいたします。

# 鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

平成25年5月6日版

※当該対応は、今後の状況により変更予定



【参考様式】

平成25年〇月 ※日

厚生労働省健康局結核感染症課 御中

〇〇県〇〇部〇〇課

鳥インフルエンザ（H7N9）について

標記について、下記のとおり鳥インフルエンザ（H7N9）に係る情報提供がありました。

記

平成25年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院より連絡

<患者について（任意）>

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

中国渡航歴（有の場合は地域及び期間）：

鳥等との接触状況：

鳥インフルエンザ（H7N9）「疑似症患者」及び「患者（確定例）」との接触：

<症状の経過（分かる限りで）>

H25.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H25.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H25年〇月〇日

<現在の症状等（分かる限りで）>

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

検体の有無（有の場合は種類、無の場合は今後の採取の可否）：

インフルエンザ簡易キット結果（〇/〇）：A（〇or×）、B（〇or×）、（H1N1）2009（〇or×）

他に疑われる感染症等の検査結果：

<追加検査>

インフルエンザ検査（PCR）：

A（〇or×）、H1（〇or×）、H3（〇or×）、H5（〇or×）、H7（〇or×）、B（〇or×）

→PCRでA(〇)かつH1(×)、H3(×)、H5(×)、H7(〇or×)であれば、感染研へ検査依頼。

鳥インフルエンザ A (H7N9) 疑い患者が発生した場合の対応に関する  
都道府県等・地方衛生研究所向け Q & A

平成 25 年 5 月 22 日

厚生労働省健康局結核感染症課  
国立感染症研究所

**Q 1 : 当面、疑似症としての届出は不要でよいのか？確定するまでの対応はどのようにすればよいのか？「当面の間」とはどのくらいの期間か？**

A 1 : 国内において症例が確認されていない現時点においては、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスの H7 亜型の確定検査については、国立感染症研究所において行うこととする。そのため、都道府県・保健所設置市・特別区（以下、「都道府県等」という。）における医師の届出は、国立感染症研究所での検査により確定例となった時点をお願いしたい。また、確定されるまでの期間、都道府県等においては厚生労働省など関係機関との連携を密にし、疑い患者への適切な医療の提供（法に基づかない任意での入院）、適切な感染防護の実施、疑い患者およびその接触者に対する積極的疫学調査への協力依頼等を行っていく必要がある。なお、「当面の間」の期間は現時点で定まっておらず、別途厚生労働省から連絡する予定である。

**Q 2 : 平成 25 年 5 月 2 日に更新された標準的対応フローでは、4 月 3 日時点に発出された情報提供及び協力依頼に示されていた、臨床的又は放射線学的に診断された肺病変（例：肺炎又は ARDS）の存在や、発症前 10 日以内の中国への渡航又は居住の要件が無くなっているが、軽症例、又は中国への渡航が無くても検査対象とするのか？**

A 2 : 「中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) の患者の発生について（情報提供及び協力依頼）」（平成 25 年 4 月 3 日付健感発 0403 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、鳥インフルエンザ (H7N9) を指定感染症として定め、新たな届出基準が策定されたことを踏まえ、5 月 6 日をもって廃止された。鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスの人への感染例は、現時点では中国の一部地域でのみ発生しており、その多くが鳥類との接触等を有している。また、探知された症例のうち多くが重症例ではあるが、軽症例を含む感染者の全体像はわかっていない。

以上の状況に鑑み、発生地域への渡航歴、鳥や患者との接触歴、臨床経過等から、鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症である蓋然性が高いと判断される場合には、主治医と相談の上、検査を実施されたい。例えば、中国の発生地域との疫学的関連がない症例につ

いては、現時点では蓋然性が高いとは言えず、検査の実施は必ずしも必要であるとは考えていない。

**Q 3 : 都道府県等でH7 亜型の検査を行う機関はどこか？**

A 3 : H7 亜型の検査は、既に検査セットが配布されている地方衛生研究所(全国 74 カ所)で実施する事とする。当該地方衛生研究所を持たない都道府県・保健所設置市・特別区においては、地域の実情に応じて、近隣の都道府県等に設置された H7 亜型検査が実施可能である地方衛生研究所で H7 亜型の検査を実施するよう関係各所で事前に協議し、決めておきたい。なお、不明な点については、厚生労働省健康局結核感染症課まで相談されたい。

**Q 4 : 保健所で患者に関する情報提供を受け、検体を搬入した際の、情報の伝達はどのようになっているか？**

A 4 : 保健所は、まず、都道府県等（本庁）への連絡を行う一方で、地方衛生研究所における検査実施のための検体の搬送手続きを進めることとなる。検査実施の情報は都道府県等（本庁）を通して厚生労働省健康局結核感染症課にも伝達される。

**Q 5 : 地方衛生研究所での検査により H7 亜型陽性となった患者について、検体を国立感染症研究所に送付する際の手続きの詳細（連絡体制、検体送付先、検体送付費用負担等）および、検査結果の連絡はどのようになっているか？**

A 5 : 地方衛生研究所において、H7 亜型陽性との検査結果が確認された場合には、標準的対応フローに従って、ただちに厚生労働省健康局結核感染症課に連絡願いたい。

また、検体輸送については、逐次、厚生労働省健康局結核感染症課と協議するものとする。実際には直接搬入するか又は運搬業者に委託する事となるが、検査対応に遅れが出ないようにするために、なるべく最短時間で検体を輸送する手段を講じる事とされたい。なお、検体輸送方法については、あらかじめ、公共交通機関のルートを選定する又は運搬業者と契約を結ぶなど対応を決めておく事とし、運搬業者や搬送方法についてご不明な点があれば、厚生労働省結核感染症課病原体管理対策係まで問い合わせ願いたい。検体輸送費用については都道府県等の負担となる。

なお、患者検体については、感染症法に基づく特定病原体等の管理規制の対象とはならないが、輸送途中で漏出等の事故を起こし公衆衛生上の危害を及ぼすことのないよう、「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体等を送付する際の留意事項について」（平成 24 年 3 月 15 日付け健感発 0315 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）



等を参考に、検体の安全な輸送に万全を期されたい。

検体送付先：

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 4-7-1

国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター第2室

検体送付に関する連絡は、深夜・休日を問わず国立感染症研究所村山庁舎(042-561-0771(代表))にする。

運搬業者や搬送方法に関する問い合わせ先：

厚生労働省健康局結核感染症課病原体管理対策係(03-3595-3097 休日・夜間でも対応可)

なお、検査依頼については行政検査に基づいた手続きを行うこととし、書類準備のために検査対応が遅れる事がないように、検体送付を優先されたい。また感染研での検査結果については、当面の間、厚生労働省健康局結核感染症課から報告するとともに、検査依頼をした地方衛生研究所の担当者に感染研から連絡する事とし、後日書面でも報告する事とする。

**Q6：地方衛生研究所での検査により H7 亜型陽性で疑似症が疑われる患者が発生した段階で、国立感染症研究所に対して、実地疫学調査派遣依頼を出すことができるか？その際の手続きの詳細はどのようになっているか？**

A6：可能である。連絡窓口は、国立感染症研究所感染症疫学センターである。通常の実地疫学調査派遣依頼と同様、都道府県等名（例：福祉保健部長名）で、国立感染症研究所長宛の依頼文書の提出をお願いしたい。なお、同依頼文書の準備については、事態の緊急性に鑑み、電話等での派遣依頼と同時進行で進めることも選択肢となり得る。また、原則的に、国立感染症研究所職員の現地派遣にかかる費用（例：旅費、日当）については、都道府県等が負担することとなるが、当該事業は、感染症予防事業費等負担金の対象事業であることを申し添える。詳細については、感染症疫学センターにご相談されたい。

**Q7：積極的疫学調査の実施主体は？**

A7：通常の実地疫学調査派遣と同じく、依頼元の都道府県等が、積極的疫学調査の実施主体となる。国立感染症研究所は、都道府県等に対して技術協力を行う。

**Q8：確定例もしくは疑似症の患者に対する治療および感染予防策に関する専門家の助言は、どのようにして受けることができるか？**

A8：国立感染症研究所感染症疫学センターが、当該分野の専門家と連携して対応できるように、準備を進めているところである。